

平成30年度 出資法人経営評価の実施方針

1 基本的な考え方

平成30年度は、引き続きP D C Aマネジメント・サイクルの考え方に基づく経営評価を実施しながら、社会経済情勢や県民ニーズの変化に対応した合理的、効率的な法人経営の継続・実現を目指していく。

(1) 自主的な経営改善策の実施

出資法人は、経営の現状と課題等について自ら評価を行うとともに、課題について充分な分析を行い、速やかに必要な対応策を実施する。

(2) 県の指導・監督の充実

県は、出資法人の自己評価や対応策について統一的・客観的な経営評価を実施し、経営状況に応じた的確な指導・監督を行い、その取り組みについて出資法人の継続的な点検を促す。

また、当該法人が経営に課題等を有する場合は、法人と協力して解決を図るとともに、経営状況が深刻であると判断される場合には、問題を先送りすることなく経営悪化の原因を検証し、関係者とも協議を行いながら経営改善策の検討を行う。その上で、改善が極めて困難と判断される出資法人については、その法人の存在意義、採算性等を検討した上で、解散、統合等の抜本的対策についても検討する。

(3) 県民に対する情報公開

出資法人の経営評価については、住民に対する積極的かつわかりやすい情報公開に努める。

2 経営評価の実施法人

平成30年度の評価対象法人は、次に該当する法人を除く29法人とする。

- ・前事業年度（平成29年度）の事業費総額（支出総額）が1千万円以下の法人
- ・解散が決まり事業を停止している法人
- ・県が経営に関与しないこととしている法人で、県が構成員となっている組織により経営評価を行っている法人

3 経営評価の進め方

- (1) 経営評価は、出資法人による自己評価、出資法人の所管部局による検証・評価、経営評価委員会による審査、経営検討委員会による総合的な経営評価の手順で実施する。
- (2) 各段階においては、評価結果を踏まえた対応策を検討し、速やかに実施、検証を行う。

経営評価の手順

- ① 経営評価の実施通知
- ② 出資法人における経営評価の実施（経営評価書の作成と対応策の検討）
- ③ 所管部局における経営評価の検証、対応策の検討及び指導
- ④ 行政経営管理課による経営評価書の確認、ヒアリング
- ⑤ 経営評価委員会による審査、評価（行政的視点）
- ⑥ 経営検討委員会による審査、総合評価決定（専門的、客観的視点）
- ⑦ 所管部局への通知
- ⑧ 出資法人における対応措置の実施（所管部局）
- ⑨ 経営評価書の情報公開（県民情報センター及び行政経営管理課HP）

- 経営評価委員会
行政経営管理課、行財政改革関係所属及び審査関係所属等で構成し、経営指標等の分析による経営状況の評価に加え、事業の公共性・公益性、事業効果等の行政的な評価も行う。
- 経営検討委員会
公認会計士、弁護士、学識経験者等の法人経営について優れた識見を有する者及び総務部次長で組織し、総合的な評価を行う。

4 経営評価の視点

- (1) 経営評価では、「目的適合性」、「計画性」、「組織運営の適正性」、「財務状況」、「効率性」の5つの視点と、その中に「自己資本比率」など20項目余の指標を設定する。
各指標のうち「流動比率」や「目標達成度」など、重要性が高い8項目（公益法人は9項目）は「警戒指標」とし、該当した場合は注意を喚起する。
- (2) 法人所管部局は、法人の経営評価書の検証を行うと共に、対応策の検討と指導を行う。
- (3) 経営評価委員会は、事業の公益性など行政的な評価を考慮して評価・審査を行う。経営検討委員会は、経営評価委員会の審査結果を受け、専門的・客観的視点からの総合的な評価を行い、総合的所見を示すと共に法人の経営状況を4つの区分で評価する。

総合評価区分：A おおむね良好 B 改善の余地がある
C 至急改善を要する D 抜本的見直し等の検討が必要

5 県民への情報公開

経営評価結果に係る次の事項については、県のホームページで公表するとともに県民情報センターにおいて閲覧に供することにより、県民への情報公開に努める。

- (1) 出資法人等全体に係る経営評価結果の概要
- (2) 各出資法人の経営評価書

6 実施スケジュール

経営評価の実施スケジュールは、概ね次のとおりとする。

時 期	内 容
	経営評価実施通知（行政経営管理課）
7月中旬～8月中旬	各出資法人による経営評価 ・経営評価書の作成、対応策の検討
8月中旬～8月下旬	所管課による出資法人の経営評価の検証、対応策の検討及び指導
9月上旬～9月中旬	総務部による審査 ・経営評価書の審査
9月下旬～10月	総務部による審査 ・所管課ヒアリング（行政経営管理課）
12月	経営評価委員会による審査 ・経営評価委員会による評価
1月	経営検討委員会による審査 ・経営検討委員会による総合評価
1月～2月	総合評価結果 ・評価結果の決定、評価結果の所管部局への通知 評価結果に基づく対応方針の決定（所管部局）
3月	経営評価結果の公表（記者発表、県民情報センター閲覧、HP掲載）